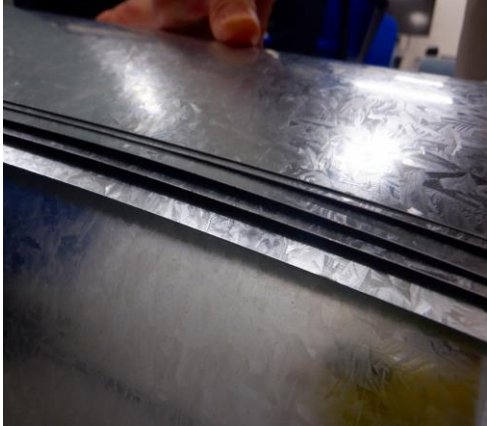
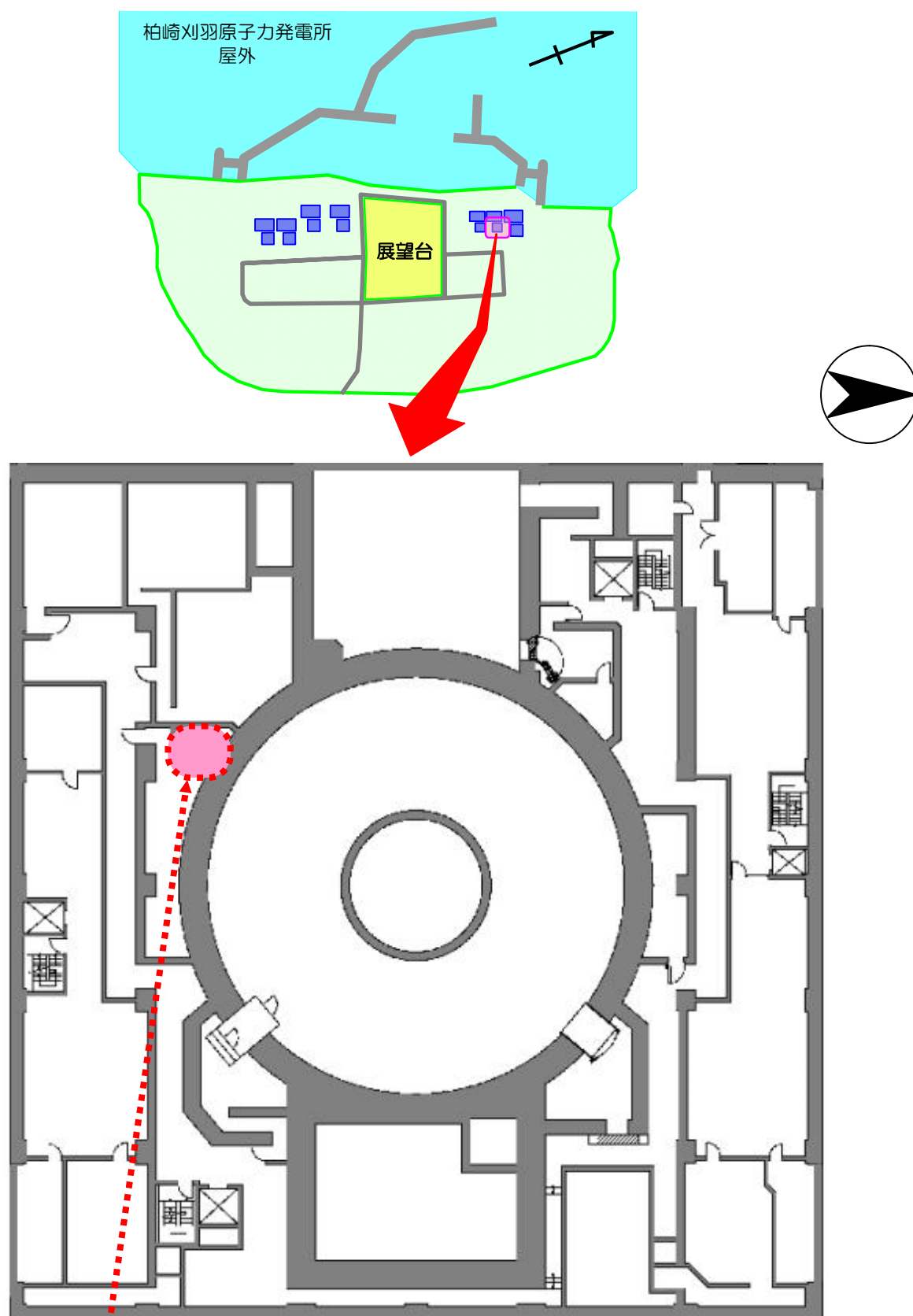


区分：Ⅲ

号機	6 号機	
件名	原子炉建屋（管理区域）におけるけが人の発生について	
不適合の概要	2025 年 10 月 20 日午前 10 時 56 分頃、6 号機原子炉建屋（管理区域）2 階電気ペネトレーション室において、協力企業作業員がトタン板の運搬作業中に、床にある丸めたトタン板を引いて動かしたところ、当該トタン板の端が右膝に接触し、負傷しました。 その後、午前 11 時 54 分に業務車にて医療機関へ搬送しました。 なお、放射性物質による身体汚染はありません。  (けがの発生状況)	
安全上の重要度／損傷の程度	<安全上の重要度> 安全上重要な機器等 / <u>その他</u>	<損傷の程度> ☐ 法令報告要 ☒ 法令報告不要 ☐ 調査・検討中
対応状況	医療機関での診察の結果、「右膝挫創」と診断されました。 今回の事例を踏まえ、発電所関係者に周知し注意喚起を行うとともに、再発防止に努めてまいります。	

6号機原子炉建屋（管理区域）におけるけが人の発生について



発生場所

（ 6号機原子炉建屋（管理区域） 2階 電気ペネトレーション室 ）